

株式交換に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める事前開示書面)

2022 年 3 月 14 日

株式会社ヒノキヤグループ

2022 年 3 月 14 日

株式交換に関する事前開示書面

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
丸の内トラストタワー本館 7 階
株式会社ヒノキヤグループ
代表取締役社長 近藤 昭

当社は、2022 年 2 月 10 日付の取締役会決議により、同日付で株式会社ヤマダホールディングス（以下「ヤマダホールディングス」といい、当社とヤマダホールディングスを総称して「両社」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022 年 4 月 27 日を効力発生日として、ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。なお、本株式交換は、ヤマダホールディングスにおいては、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 3 号）

別紙 1 のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 号第 1 号）

（1）交換対価の総数及び割当ての内容

① 本株式交換に係る割当ての内容

	ヤマダホールディングス (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	6.2
本株式交換により 交付する株式数	ヤマダホールディングスの普通株式： 39,204,615 株 (予定)	

（注 1）株式の割当比率

当社株式 1 株に対して、ヤマダホールディングス株式 6.2 株を割当交付いたします。ただし、ヤマダホールディングスが保有する当社株式（2021 年 12 月 31 日現在 6,327,659 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付するヤマダホールディングス株式の数

ヤマダホールディングス株式 39,204,615株 (予定)

上記の普通株式数は、2021年12月31日時点における当社株式の発行済株式総数(13,575,000株)及び自己株式数(924,016株)に基づいて算出しております。

ヤマダホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりヤマダホールディングスが当社の発行済株式(ただし、ヤマダホールディングスが保有する当社株式は除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における当社の株主の皆様(ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、ヤマダホールディングスを除きます。)に対し、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のヤマダホールディングス株式を割当交付いたします。ヤマダホールディングスは、本株式交換により交付する株式として、ヤマダホールディングスが保有する自己株式39,204,615株を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において当社が保有する自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する株式を含みます。)の全部を消却する予定です。

本株式交換により割当交付するヤマダホールディングス株式の数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ヤマダホールディングスの単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、ヤマダホールディングス株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては、単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、ヤマダホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ヤマダホールディングスに対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し)

会社法第194条第1項及びヤマダホールディングスの定款の規定に基づき、ヤマダホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、ヤマダホールディングスに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数のヤマダホールディングス株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ヤマダホールディングス株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のヤマダホールディングス株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

イ 割当ての内容の根拠及び理由

ヤマダホールディングス及び当社は、2021年11月に、ヤマダホールディングスから当社に対して本株式交換の提案が行われ、両社の間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、ヤマダホールディングスが当社を完全子会社化とすることが、両社の企業価値向上にとって最善の判断と考えるに至りました。

ヤマダホールディングス及び当社は、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公平性・妥当性を確保する

ため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ヤマダホールディングスは、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、当社は山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

ヤマダホールディングスは、下記（３）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から 2022 年 2 月 10 日付で受領した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言等を踏まえて慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、ヤマダホールディングスの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

一方、当社は、下記（３）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから 2022 年 2 月 9 日付で受領した株式交換比率算定報告書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）からの助言、支配株主であるヤマダホールディングスとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といい、詳細については、下記（３）②「利益相反を回避するための措置」に記載のとおりです。）からの指示及び助言、本特別委員会の主導による交渉の内容及び結果、並びに本特別委員会から提出された答申書等を踏まえて慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、両社は、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向及び将来の見通し、並びに、株価動向等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。その結果、ヤマダホールディングス及び当社は、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆様にとって妥当であるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2022 年 2 月 10 日、両社の取締役会決議により、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

ロ 算定に関する事項

a. 算定機関の名称並びに両社との関係

ヤマダホールディングスの第三者算定機関である野村證券及び当社の第三者算定機関である山田コンサルは、いずれも、ヤマダホールディングス及び当社からは独立した算定機関であり、ヤマダホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b. 算定の概要

野村證券は、ヤマダホールディングスについては、ヤマダホールディングス株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2022 年 2 月 9 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の株価終値、2022 年 2 月 3 日から算定基準日までの直近 5 営業日の終値平均値、2022 年 1 月 11 日から

算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、2021年11月10日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、2021年8月10日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値を採用しております。)を採用して算定を行いました。

また、野村證券は、当社については、当社株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(2022年2月9日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の算定基準日の株価終値、2022年2月3日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、2022年1月11日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、2021年11月10日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、2021年8月10日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値を採用しております。)を、また、当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)をそれぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法におけるヤマダホールディングスの1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の結果
市場株価平均法	5.13～5.43
類似会社比較法	3.79～6.38
DCF法	5.23～9.23

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、当社から提供されヤマダホールディングスが確認した事業計画(2022年12月期から2025年12月期まで)、当社へのインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した2022年12月期以降の当社の将来予想を前提としております。野村證券の算定は、2022年2月9日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、ヤマダホールディングスの取締役会が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の事業計画において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年12月期において、2022年12月期のウッドショックの影響による仕入れ価格の一時的な増加の反動減や、展示場出展数の増加を通じたエリア拡大戦略による売上高増加などを要因として、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、山田コンサルは、ヤマダホールディングス及び当社について、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、両社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を用いて算定いた

しました。

市場株価法においては、両社について、2022年2月9日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、ヤマダホールディングスについては、ヤマダホールディングスが作成した2022年3月期から2025年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、5.57%～6.81%の範囲で每期一定の割引率で現在価値に割り引いております。事業計画が存在しない2026年3月期以降については、永久成長率法及びExitマルチプル法により現在価値を算定しており、永久成長率は-0.25%～0.25%、Exitマルチプルは4.80倍～5.80倍をそれぞれ採用しております。当社については、当社が作成した2022年12月期から2025年12月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、7.89%～9.65%の範囲で每期一定の割引率で現在価値に割り引いております。事業計画が存在しない2026年12月期以降については、永久成長率法及びExitマルチプル法により現在価値を算定しており、永久成長率は-0.25%～0.25%、Exitマルチプルは5.01倍～6.01倍をそれぞれ採用しております。

なお、山田コンサルがDCF法による分析に用いたヤマダホールディングスの事業計画については、大幅な増減益が見込まれている事業年度は含まれておりません。

また、山田コンサルがDCF法による分析に用いた当社の事業計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、対前年度比で大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2023年12月期において、足元で生じている国内の木材価格が高騰する「ウッドショック」と呼ばれる状況が収束すると想定しているため、前年度と比較して営業利益が約51%増益することを見込んでおります。

最後に、類似会社比較法では、ヤマダホールディングスと比較的類似する事業を営む類似上場企業として、株式会社ビックカメラ、株式会社ケーズホールディングス、株式会社エディオン及び株式会社ノジマを選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率(EV/EBITDA倍率)を用いて、ヤマダホールディングスの株式価値を算定し、当社と比較的類似する事業を営む類似上場企業として、タマホーム株式会社、株式会社AVANTIA及び株式会社日本ハウスホールディングスを選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率(EV/EBITDA倍率)を用いて、当社の株式価値を算定しております。

なお、当該事業計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではありません。また、ヤマダホールディングス及び当社の事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。各評価方法による当社株式1株に対するヤマダホールディングス株式の割当株数の範囲に関する算定結果は、下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の結果
市場株価法	4.71～5.68
DCF法	3.57～10.75
類似会社比較法	5.59～9.39

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全な

ものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（事業計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、各社の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は、2022年2月9日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

（２）交換対価としてヤマダホールディングス株式を選択した理由

ヤマダホールディングス及び当社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるヤマダホールディングス株式を選択いたしました。ヤマダホールディングス株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると判断しております。

なお、2022年4月4日に予定されている東京証券取引所の市場区分の見直しに関して、ヤマダホールディングスは2021年12月13日に公表のとおりプライム市場を、当社は2021年12月16日に公表のとおりプライム市場を、選択し、東京証券取引所に申請しております。

本株式交換により、その効力発生日である2022年4月27日をもって、ヤマダホールディングスは、当社の完全親会社となり、当社株式は、プライム市場の上場廃止基準に従って、2022年4月25日付で上場廃止（最終売買日は2022年4月22日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式をプライム市場において取引することができなくなります。当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆様（ただし、ヤマダホールディングスは除きます。）に交付されるヤマダホールディングス株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降は、2022年4月4日に予定されている東京証券取引所の市場区分の見直しによりプライム市場において取引が可能であります。

基準時において当社株式を17株以上保有し、本株式交換によりヤマダホールディングスの単元株式数である100株以上のヤマダホールディングス株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式については引き続きプライム市場において取引が可能であることから、株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、17株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆様には、ヤマダホールディングスの単元株式数100株に満たないヤマダホールディングス株式が割当てられます。そのような単元未満株式については、プライム市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、ヤマダホールディングスに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をヤマダホールディングスから買い増すことも可能です。かかる取扱いの詳細については、上記2.（１）①（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換により当社の株主の皆様が割当てられるヤマダホールディングス株式1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記2.（１）①（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2022年4月22日（予定）までは、プライ

ム市場（2022年4月1日までは、東京証券取引所市場第一部）において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができます。

（3）当社の株主の利益を害さないように留意した事項

① 公正性を担保するための措置

ヤマダホールディングスは、既に当社株式 6,327,659 株（2021 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（自己株式数を除く）に占める割合にして 50.02%）を保有する当社の親会社であることから、両社は、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

イ 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ヤマダホールディングスは、第三者算定機関である野村證券を選定し、2022 年 2 月 10 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記（1）②ロ b.「算定の概要」をご参照ください。

一方、当社は、第三者算定機関である山田コンサルを選定し、2022 年 2 月 9 日付で、株式交換比率算定報告書を取得いたしました。株式交換比率算定報告書の概要については、上記（1）②ロ b.「算定の概要」をご参照ください。

なお、ヤマダホールディングス及び当社は、いずれも、それぞれの第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

ロ 独立した法律事務所からの助言

ヤマダホールディングスは、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所は、ヤマダホールディングス及び当社から独立しており、ヤマダホールディングス及び当社との間に重要な利害関係は有しません。

一方、当社は、リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、ヤマダホールディングス及び当社から独立しており、ヤマダホールディングス及び当社との間で重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

ヤマダホールディングスは既に当社株式 6,327,659 株（2021 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（自己株式数を除く）に占める割合にして 50.02%）を保有する当社の親会社であることから、当社は、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

イ 当社における利害関係を有しない特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、2021 年 11 月 9 日、ヤマダホールディングスから本株式交換の申入れを受けたことを受け、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受けつつ、2021 年 11 月 16 日に開催された取締役会の決議により、本株式交換に関し、

当社取締役会の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものでないかどうかについての意見を取得することを目的として、ヤマダホールディングスとの間で利害関係がなく、当社の社外取締役として当社の事業内容等について相当程度の知見を有し、高度の識見を有すると認められ、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている出口俊一氏及び片山雅也氏、ヤマダホールディングスとの間で利害関係がなく、当社の社外監査役として当社の事業内容等について相当程度の知見を有し、高度の識見を有すると認められ、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている長谷川臣介氏及び長澤正浩氏、並びにヤマダホールディングス及び当社との間で利害関係がなく、M&A 業務に携わる専門家として本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される独立した外部の有識者である高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）の5名によって構成される本特別委員会を設置いたしました。高橋明人氏については、M&A に関する法的観点からの専門性を補うために、上記の社外取締役及び社外監査役に加えて本特別委員会の委員として選任いたしました。なお、当社は、当初からこの5名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容に関わらず時間報酬又は特別委員会の開催回数に応じて算出される金額の報酬を支払うものとされており、本株式交換の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

その上で、当社は、本株式交換を検討するにあたり、本特別委員会に対し、(a)本株式交換の目的は合理性を有するものと認められるか（本株式交換が当社の企業価値向上に資するか否かを含む。）、(b)本株式交換の条件（本株式交換における株式交換比率を含む。）の妥当性が確保されているか、(c)本株式交換に至る意思決定・交渉過程等の手続について、公正性が確保されているか、(d)上記(a)から(c)の他、本株式交換は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか（以下総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、当社は、本特別委員会の設置にあたり、本株式交換に関する当社の取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本株式交換に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、当社の取締役会は当該取引条件による本株式交換を承認しないものとしたしました。さらに、当社は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会に対し、本諮問事項の検討にあたって、(a)当社の選任に係るファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーを承認（事後承認を含む。）した上で当該アドバイザーから専門的助言を受ける権限、及び、本特別委員会が必要と認める場合には、独自のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等のアドバイザーを選任した上で当該アドバイザーから専門的助言を受ける（その場合の合理的な費用は当社が負担する。）権限、(b)当社の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本株式交換の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、(c)本株式交換のために講じるべき公正性担保措置の程度を検討し、必要に応じて意見・提言する権限並びに(d)当社とヤマダホールディングスとの間での公正な交渉状況を確保するべく、当社がヤマダホールディングスとの間で行う本株式交換の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限、及び、本特別委員会が必要と認める場合には、ヤマダホールディングスとの間で本株式交換の取引条件等の協議及び交渉を直接行う権限を付与することを決議しております。

本特別委員会は、2021年11月20日から2022年2月9日までの間に、委員会を合計11

回、合計約 25 時間にわたって開催した他、各会日間においても、電子メール等を通じて報告・情報共有、審議・意思決定を行う等して、本諮問事項について、慎重に審議及び検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、2021 年 11 月 20 日に開催された第 1 回特別委員会において、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、当社において、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として山田コンサルを、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選任することを承認するとともに、本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の取締役につき、ヤマダホールディングスとの間での利害関係の観点から問題がないことを確認し、本株式交換に係る検討・交渉を行う体制を構築いたしました。その上で、本特別委員会は、当社の経営陣との間で、本株式交換の目的、本株式交換の検討経緯、当社を取り巻く事業環境・経営課題、本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット、株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画の策定手続及び内容等について質疑応答を行っており、また、山田コンサルから、株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由、本株式交換における株式交換比率の算定結果に関する説明や適時ヤマダホールディングスとの交渉状況の報告を受けた上で、ヤマダホールディングスに提案する具体的な株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で承認し、指示や要請を行うほか、自ら主導的に、ヤマダホールディングスとの間の株式交換比率の交渉も行っております。また、本特別委員会は、ヤマダホールディングスに対してインタビューを実施し、ヤマダホールディングスグループにおける当社の位置づけ、本株式交換の検討経緯、本株式交換の目的及び本株式交換後に想定される施策の内容、本株式交換のメリット・デメリット等について確認しております。また、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式交換の手続面における公正性を担保するための措置並びに本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受け、質疑応答を行っております。さらに、本特別委員会は、当社事務局や各アドバイザー等から提出された本株式交換に係る関連資料等により、本株式交換に関する情報収集を行い、これらの情報も踏まえて本諮問事項について慎重に協議及び検討して審議を行っております。なお、本特別委員会は、ヤマダホールディングスと当社との間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受け、株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で、自ら主導的に、ヤマダホールディングスとの株式交換比率の交渉も行っております。

本特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、(a)本株式交換の目的は合理的と認められる（本株式交換は当社の企業価値向上に資するものである）旨、(b)本株式交換比率は妥当なものと考えられ、本株式交換の条件の妥当性が確保されている旨、(c)本株式交換に至る意思決定・交渉過程等の手続について、公正性が確保されている旨、及び、(d)当社取締役会が本株式交換の実施を決定することは、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、2022 年 2 月 9 日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

- ロ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した 2022 年 2 月 10 日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役 8 名のうち、近藤昭氏はヤマダホールディングスの完全子会社である株

式会社ヤマダ住建ホールディングスの代表取締役社長を兼務しており、利益相反を回避する観点から、近藤昭氏を除く他の7名の取締役により審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、利益相反を回避する観点から、近藤昭氏は、当社の立場で本株式交換に係る協議・交渉に参加しておりません。

また、上記の取締役会においては、当社の監査役4名の全員が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

(4) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

上記(1)から(3)までの内容に照らし、本株式交換に係る交換対価の総数及び割当ての内容は相当であると判断しております。

(5) 株式交換完全親会社となるヤマダホールディングスの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、ヤマダホールディングスの増加する資本金及び準備金の額は会社計算規則第39条の規定に従いヤマダホールディングスが別途定める額となります。当社は、かかる取扱い、ヤマダホールディングスの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）

(1) ヤマダホールディングスの定款の定め

別紙2のヤマダホールディングスの定款の写しをご参照ください。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

ヤマダホールディングス株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。なお、ヤマダホールディングスによれば、ヤマダホールディングスは、2022年4月4日に予定されている東京証券取引所の市場区分の見直しに関してプライム市場を選択し、東京証券取引所に申請しているとのことです。したがって、2022年4月4日以降は、東京証券取引所プライム市場において取引される見込みです。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

ヤマダホールディングス株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）において取引の媒介、取次ぎ等が行われています。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2022年2月10日）の前営業日を基準として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所市場第一部におけるヤマダホールディングス株式の終値の平均は、それぞれ392円、397円及び434円です。

また、ヤマダホールディングス株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) ヤマダホールディングスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

ヤマダホールディングスは、金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号）

(1) ヤマダホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

ヤマダホールディングスの最終事業年度（2021年3月期）に係る計算書類等の内容は、別紙3のとおりです。

(2) ヤマダホールディングス及び当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① ヤマダホールディングス

イ ヤマダホールディングスは、2022年2月10日開催の取締役会において、ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記1.「本株式交換契約の内容」のとおりです。

ロ ヤマダホールディングスは、2021年1月18日付の取締役会において、2021年7月1日付でヤマダホールディングスの連結子会社であるヤマダデンキを吸収合併存続会社とし、ヤマダホールディングスの連結子会社である株式会社ベスト電器、株式会社黒川デンキ、株式会社九州テックランド、株式会社マツヤデンキ、株式会社星電社、株式会社Project White及び非連結子会社である加藤商事株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを決議し、2021年7月1日付で吸収合併の効力が発生しました。

ハ ヤマダホールディングスは、2021年6月9日付の取締役会において、株式会社大塚家具との間で株式交換契約を締結することを決議し、2021年9月1日付で効力が発生しました。

ニ ヤマダホールディングスは、2022年2月14日付の取締役会において、2022年5月1日付（予定）でヤマダホールディングスの連結子会社であるヤマダデンキを吸収合併存続会社とし、ヤマダホールディングスの連結子会社である株式会社大塚家具を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを決議しました。当該吸収合併の内容は、ヤマダホールディングスが公表した2022年2月14日付「子会社間の合併に関するお知らせ」に記載のとおりです。

② 当社

イ 当社は、2022年2月10日開催の取締役会において、ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、上記1.「本株式交換契約の内容」のとおりです。

ロ 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において当社が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する株式を含みます。）の全部を消却する予定です。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

該当事項はありません。

以上

【別紙 1】 株式交換契約の内容

株 式 交 換 契 約 書

株式会社ヤマダホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社ヒノキヤグループ（以下「乙」という。）は、以下のとおり、2022 年 2 月 10 日（以下「本契約締結日」という。）付で、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社ヤマダホールディングス

住所：群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ヒノキヤグループ

住所：東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号丸の内トラストタワー本館 7 階

第 3 条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、第 7 条に基づき乙の自己株式が消却された後の株主をいい、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に 6.2 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 6.2 株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に従って処理する。

第4条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第5条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年4月27日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株式交換契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第9条（剰余金の配当）

乙は、2021年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、普通株式1株当たり50円を限度として金銭による剰余金の配当を行うことができる。

第 10 条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 第 6 条第 1 項ただし書の規定による甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、本契約につき甲の株主総会の決議による承認が得られなかったとき
- (2) 効力発生日の前日までに、本契約につき第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 本株式交換に関し、法令に基づき効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出等が完了しなかった場合
- (4) 前条に基づき本契約が解除された場合

第 12 条（裁判管轄）

本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関する事項につき疑義が生じた場合は、甲及び乙は、相互に誠実に協議して解決に努める。

(以下余白)

以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2022年2月10日

甲： 群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダホールディングス
代表取締役会長兼社長 CEO 山田 昇



乙： 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
丸の内トラストタワー本館7階
株式会社ヒノキヤグループ
代表取締役社長 近藤 昭





【別紙 2】 株式交換完全親会社であるヤマダホールディングスの定款

定 款

(令和3年6月29日改定)

株式会社ヤマダホールディングス

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ヤマダホールディングスと称し、英文では YAMADA HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに次の各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

1. 電気製品、石油器具、ガス器具、冷暖房機器の販売、修理及び製造並びに附帯工事。
2. 時計、カメラ、計量機器、光学機器、医療機器、通信機器、教育機器、事務用機器、コンピュータ機器の販売、修理及び製造。
3. 磁気テープ、楽器、玩具、家具、書籍、スポーツ用品、レジャー関連機器、健康器具、自動車用品、電設資材、文房具、事務用品、日用品雑貨、洋品雑貨、装身具、室内装飾品、貴金属及び貴石類の販売、製造。
4. レコード、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク等の音楽及び映像を録音録画した商品の販売、製造。
5. インターネット、その他の通信を利用した通信販売業。
6. カタログによる通信販売業。
7. 前各号商品のレンタル業及び卸売業並びに輸出入業。
8. 古物の売買。
9. 太陽光発電設備、充電設備、給排湯設備、空調設備、住宅設備及びそれらの附属機器の販売、製造及び施工、点検、修理、保守業務並びに請負。
10. 駐車場の経営。
11. 喫茶店、飲食店の経営及び飲食サービス業。
12. 不動産の賃貸、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定並びにコンサルティング業。
13. 電気通信事業法に定める電気通信事業、情報処理サービス業及び情報提供サービス業並びにインターネット付随サービス業。
14. コンピュータシステム、コンピュータソフトの設計、開発、販売、保守、管理及び技術指導並びに代行。
15. 建築工事、設備工事、リフォーム工事、土木工事、外構工事、水道施設工事、屋根工事、電気工事、管工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事の設計、施工、並びに監理。
16. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務。
17. 遊戯場の経営。
18. 金銭貸付業及び金銭の貸借の媒介・保証・集金並びに支払いの代行。

19. 有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介、クレジットカードの取扱いに関する業務及び総合リース業。
20. 金融商品仲介業。
21. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業。
22. 結婚相談及び冠婚葬祭に関する情報の提供並びに仲介、斡旋。
23. 酒類の販売業並びに取りつぎ販売業。
24. 自動車、自転車、軽車両その他運搬車等の車両及びこれらの部品附属品等の販売、輸出入及び賃貸並びに整備業に関する業務。
25. 医薬品、動物用医薬品、医療器具、化学工業薬品及び計量器の販売業並びに薬局及び診療所の経営。
26. 食料品、飲料水、衣料品、化粧品、ペット用品、皮革製品、タバコの販売。
27. 合弁形態及びフランチャイズ形態による前各号の業務に関する企画及び経営指導、並びに前各号の商品の供給、管理及び与信管理。
28. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業及び特定介護予防福祉用具貸与事業。
29. 介護保険法に基づく訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業、介護予防訪問介護事業、介護予防通所介護事業及び介護予防支援事業。
30. 民営有料職業紹介業及び労働者派遣事業。
31. コールセンターの運営、管理並びにそれらの受託・代行業務及び斡旋業務。
32. 屋内外広告物の企画、運営、賃貸。
33. 各種出版物の企画、制作、編集、出版。
34. 自然エネルギー等を利用した発電及び電気の供給、売買、管理、運営。
35. 廃棄物の収集、運搬、処分及び再資源化に関する業務。
36. 前各号に附帯関連する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を群馬県高崎市におく。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20億株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を買い受けることができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式の数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定に関する請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第11条に定める請求をする権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(単元未満株式の買増し)

第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人をおく。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第20条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。また必要に応じ、取締役会の決議により、更に代表取締役を定めることができ、各自会社を代表するものとする。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

- ② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第43条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第45条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときには、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の剰余金の配当および中間配当には利息をつけない。

- 1、本定款は昭和62年3月11日より一部変更し施行する。
- 2、本定款は昭和63年8月16日より一部変更し施行する。
- 3、本定款は平成元年8月15日より一部変更し施行する。
- 4、本定款は平成3年6月27日より一部変更し施行する。
- 5、本定款は平成4年6月26日より一部変更し施行する。
- 6、本定款は平成6年6月29日より一部変更し施行する。
- 7、本定款は平成7年6月29日より一部変更し施行する。
- 8、本定款は平成8年6月27日より一部変更し施行する。
- 9、本定款は平成9年6月27日より一部変更し施行する。
- 10、本定款は平成10年6月29日より一部変更し施行する。
- 11、本定款は平成12年6月29日より一部変更し施行する。
- 12、本定款は平成13年6月28日より一部変更し施行する。
- 13、本定款は平成14年6月27日より一部変更し施行する。
- 14、本定款は平成14年8月5日より一部変更し施行する。
- 15、本定款は平成15年6月27日より一部変更し施行する。
- 16、本定款は平成16年6月29日より一部変更し施行する。
- 17、本定款は平成17年6月29日より一部変更し施行する。
- 18、本定款は平成18年5月10日より一部変更し施行する。
- 19、本定款は平成19年6月28日より一部変更し施行する。
- 20、本定款は平成20年6月27日より一部変更し施行する。
- 21、本定款は平成21年6月26日より一部変更し施行する。
- 22、本定款は平成22年6月29日より一部変更し施行する。
- 23、本定款は平成24年6月28日より一部変更し施行する。
- 24、本定款は平成25年6月27日より一部変更し施行する。
- 25、本定款は平成25年10月1日より一部変更し施行する。
- 26、本定款は平成26年6月27日より一部変更し施行する。
- 27、本定款は平成28年6月29日より一部変更し施行する。
- 28、本定款は令和2年6月26日より一部変更し施行する。
- 29、本定款は令和2年10月1日より一部変更し施行する。
- 30、本定款は令和3年6月29日より一部変更し施行する。

【別紙 3】 株式交換完全親会社であるヤマダホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等

事業報告

2020年4月1日から
(2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

〔国内外経済等の背景について〕

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」）の影響により、企業収益、雇用、所得環境の改善の流れが減退し経済活動や消費行動が大幅に制限され景況感が悪化しました。政府による特別定額給付金やG o T oキャンペーン等の各種政策により個人消費に持ち直しの兆しはみられたものの、本感染症収束の目途が立たない中、景気の先行きは極めて不透明な状況が続いております。同様に、世界経済も本感染症影響により、渡航制限や経済活動の大幅な低下、金融資本市場の変動等、厳しい経済環境が続いております。

小売業界全体としては、生活防衛意識の高まりにより消費者の節約志向が強まり、また、本感染症によるインバウンド需要激減、緊急事態宣言等による外出自粛、都市部を中心とした駅ビル等の商業施設休業、営業時間短縮、各種イベント自粛影響により深刻な状況となっております。さらに、人手不足による人件費、物流費上昇によるコストの増加は、高齢化・人口減が進む日本において、中長期的な課題として顕在化しはじめています。加えて、消費者のライフスタイルの変化や購買行動の多様化が消費動向に影響を及ぼしており、めまぐるしく環境が変化し不透明感が増すなかで、これまでの概念にとらわれない将来を見据えた革新的な経営が求められています。

〔家電流通業界について〕

当社グループが属する家電流通業界においては、前期の消費増税特需の反動減や本感染症による都市部の来店客数の減少があったものの、郊外店舗の来店客数並びにEコマース需要の増加により全体的には好調に推移しました。商品別には、「新生活様式」に対応したテレワークやオンライン授業等に関連した商品サービス需要が新しく創出されました。テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンは買い替え需要に加え特別定額給付金支給が買い替えの後押しとなり、また、外出自粛

や新しい生活様式の定着により在宅率が上昇し、自宅で充実した時間を過ごすことや感染予防対策、家事の負担を少なくするために、省エネ・高機能・高単価・大型化商品、調理家電、理美容器具、空気清浄機や加湿器、ゲーム機やゲームソフトも好調に推移しました。

〔当社の取り組みについて〕

このような市況を背景に、当社は、生活必需商品の安定供給による社会的なインフラを担う役割と責任を果たすため、店舗及び事業所における本感染症拡大防止に向けて、お客様及び従業員の安全と安心、健康面の配慮を第一優先に考え、感染防止対策を行っています。また、お客様がご自宅からでもご注文頂けるインターネット通販や、テレビショッピング販売を大幅に拡大しました。更に、中期的な需要構造変化に対応する為、新宿エリアの再編（L A B I 新宿東口店の閉店並びに新宿西口店と大塚家具新宿ショールームの改装）に加え秋葉原エリアの整備を実施いたしました。

当期の増収・増益の要因として特別定額給付金需要や巣ごもり商品需要などの一過性の効果もありましたが、最も成果が出たのは、当社が従来より進めてまいりました「企業体質強化経営改革」による売上総利益（率）向上・販売管理費削減であり、具体的には、①家電、家具、生活雑貨、住宅関連商品等、他社にない幅広のS P A商品拡充による利益貢献②支社長制度による地域別のきめ細かい経営による売上高の最大化、競争力強化並びにコスト低減③都市型店舗の市場・商圈に合わせた売場構成の最適化④全国展開リアル店舗の強みを活かした当社独自のEコマース事業等によるものです。

売上高につきましては、外出自粛による都市型店舗の客数減及び売上高の減少があったものの、当社店舗が多い郊外にお客様が多数お越しくださった結果、前期比8.7%増の1兆7,525億6百万円となりました。上述の経営改革と共に営業時間短縮や広告費抑制及びホールディングス化による効率経営の結果として販売管理費が削減されたことにより、営業利益は前期比140.2%増の920億78百万円、経常利益は前期比114.6%増の988億75百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、新宿東口店や秋葉原店の閉店損失など将来を見据えた資産効率向上への改革費用を特別損失で計上した上で前期比110.5%増の517億98百万円とそれぞれ大きく伸長しました。

当社は、かねてより住まいに関する家電はもとより住宅・リフォーム、家具・インテリア及び生活用品等までをワンストップでご提供できる企業として、「暮らしまるごと」のコンセプトの

もと「生活基盤産業としての新しい業態」に取り組み、成果は着実に定着しています。今後更なる成果定着を求め、2021年7月1日を目処に、グループ内組織再編を行い、「グループ間シナジーを活かしたつながる経営」の推進により企業価値を向上させます。

〔セグメント別の業績状況〕

①デンキ事業

デンキ事業における売上高は1兆5,335億91百万円（前期比4.1%増）、セグメント利益は856億70百万円（前期比162.1%増）となりました。

デンキ事業は、前述（〔家電流通業界について〕）に記載のとおり、特別定額給付金支給による買い替え需要の後押しもありましたが、家電を中心とした「暮らしまるごと」のコンセプトがお客様から評価され、売上高が増加いたしました。また、家電、家具、生活雑貨、住宅関連商品等、他社にない幅広いSPA商品拡充による利益貢献、支社長制度による地域別のきめ細かい経営による売上高の最大化及び競争力強化並びにコスト低減、好調なインターネット通販を中心としたEコマース事業の拡大及び強化によって現金値引とポイントを絡めた最適な価格対応による利益率向上等により、増収・増益となりました。

②住建事業

住建事業における売上高は、1,905億94百万円（前期比52.5%増）、セグメント利益49億57百万円（前期比549.3%増）となりました。

戸建てを中心とした住宅事業は、2020年4月に出された緊急事態宣言に伴う住宅展示場の休業等、来場客数の減少に伴う受注の落ち込みがあったものの、オンライン接客による集客等の効果により、受注は前年以上の高水準で推移いたしました。売上高は、受注増加に伴う完成引渡の増加に加え株式会社レオハウス及び株式会社ヒノキヤグループ（以下「ヒノキヤグループ」）の連結子会社化により増収の要因となりました。セグメント利益は、原価低減活動及び提案力強化による利益率の向上並びにヒノキヤグループの新規連結により利益率及び利益額の増加となりました。バスやキッチン等の開発、製造を担う株式会社ハウステックは、お取引先様とのオンライン商談の導入により、本感染症の影響を最小限に止めることができ、売上高は減少したものの利益は増加いたしました。

住建事業につきましては、これらの取り組みの効果として年間約3,000億円規模の売上体制が整い、当社にとってデンキ事業に次ぐ重要性の高いセグメントになりました。

③その他事業

その他事業における売上高は895億81百万円（前期比58.6%増）、セグメント利益は株式会社大塚家具の連結により△11億7百万円（前期はセグメント利益22億16百万円）となりました。

〔E S G・サステナビリティについて〕

ヤマダホールディングスグループは、企業市民としての社会的責任を果たし、継続的に企業価値を高めるために、グループ全体でのE S G推進体制を再構築（現・C S R委員会からヤマダホールディングス代表取締役社長を委員長とするE S G・サステナビリティ推進委員会へ改編）し、各事業セグメントの成長による「継続的な企業価値向上」と社会課題の解決へ寄与することでの「持続可能な社会の実現」を両立するE S G経営を実践してまいります。また、サステナビリティ（持続可能性）の推進につきましては、2019年12月16日に公表した「S D G s 達成に向けた重要課題」に設定した3つのテーマ“①快適な住空間の提供と社会システムの確立 ②社員の成長と労働環境の改善 ③循環型社会の構築と地球環境の保全”に注力し、取り組むことで、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

◎E S G主な取り組み事項

E S G	主な取り組み事項
ガバナンス	■E S G・サステナビリティ推進委員会（C S R委員会から改編）
	・代表取締役社長兼C O Oを委員長とし、グループ全体でのE S G推進体制の再構築
	・気候変動に関するグループ全体の取り組みを促進
気候変動・環境	■気候関連財務情報開示タスクフォース（T C F D）に賛同
	・気候変動リスク、機会の整理
	・情報開示の拡充
	■環境資源開発ホールディングスの取り組み
	・グループ内での自己完結型、資源循環体制の拡充

	・廃棄物発電施設の計画推進（2024年8月稼働予定）
	■「暮らしまるごと」を通じた環境に関する取り組み推進
	・省エネ家電普及促進
	・省エネ住宅（断熱材“アクアフォーム”など）・ZEH住宅販売促進

E S G	主な取り組み事項
社員・働き方 (浸透に向けて 分科会推進中)	■人権の尊重
	・ステークホルダーとの対話 ・社内での人権教育
	■人財開発
	・教育研修の充実（M y ラーニング、e - J I N Z A I コンテンツ等、推進中）
	・教育と浸透（リーダー育成、多様な育成支援）
	・ステークホルダーとの連携（キャリア開発支援）
	・人財開発体制（評価制度を通じた人財育成）
	・女性活躍推進（女性人財育成と性別によらない評価、登用機会の醸成）
	■より働きやすい環境づくり
	・ダイバーシティの活躍推進、障がいへの理解と雇用促進
	・多様な働き方を実現する制度（フレックス制度、在宅勤務制度他）
	・「ふるさと人事」制度推進による働き方の多様性の向上…推進中
	・仕事と育児、介護の両立支援
	■従業員の健康
	・健康づくり推進体制の組織化 ・メンタルヘルスケア
	・安全安心職場 ・長時間労働者の健康チェック ・健康スタッフの育成

〔気候変動への対応について〕

地球（生態系）や人間・企業活動に重大な影響を及ぼす気候変動は、ヤマダホールディングスグループにとってリスクであると同時に新たな事業機会をもたらすものと考えています。当社グループが持続可能な成長を目指す上で、「低炭素社会への移行」は、対処・挑戦すべき重要な経営課題の一つです。当社グループは「暮らしまるごと」をコンセプトに生活基盤を支えるという使命を果たしながら、S D G s やパリ協定で示された国際的な目標達成への貢献を目指し、当社グループ各社と連携の上、政府・企業・業界団体等の幅広いステークホルダーとの協働を通じて、これに取り組んでいます。また、当社は、気候関連財務情報の重要性を認識し、T C F D を支持（2021年3月31日賛同表明）するとともに、T C F D に沿った情報開示の拡充に取り組んでいます。

[店舗数について]

当連結会計年度末の店舗数（海外含む）は、30店舗の新規出店、31店舗の退店により、直営店舗数1,003店舗（ヤマダデンキ685店舗、ベスト電器169店舗、その他連結子会社149店舗）となり、F C含むグループ店舗数総計は12,335店舗となっております。

[業績のまとめ]

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,752,506百万円（前期比8.7%増）となりました。売上総利益は521,036百万円（前期比13.1%増）、営業利益は92,078百万円（前期比140.2%増）、経常利益は98,875百万円（前期比114.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は51,798百万円（前期比110.5%増）となり、前期比につきましては、増収増益となりました。

企業集団の商品の品目別売上高

（単位：百万円）

期 別 品目別	前 期 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)		当 期 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)		増 減 (△は減少)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
家電・情報家電	1,349,472	83.7	1,443,981	82.4	94,508	7.0
非 家 電	262,065	16.3	308,524	17.6	46,459	17.7
合 計	1,611,538	100.0	1,752,506	100.0	140,968	8.7

(注) 消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、23,980百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

YAMADA web.com 大分本店他新店舗等の建物及び構築物、工具器具及び備品18,618百万円、家電住まいる館YAMADA神戸本店他土地等4,225百万円、LABI大船他の差入保証金1,136

百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金としては、自己資金及び銀行からの借入金でまかないました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2020年10月1日を効力発生日として、株式会社ヤマダデンキ（2020年10月1日付で株式会社ヤマダ電機分割準備会社より商号変更）に対して、家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売事業に関して有する権利義務の一部を承継させる吸収分割を行いました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2020年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社田中屋川島酒店を吸収合併いたしました。

当社の子会社である株式会社ヤマダホームズ、株式会社ヤマダレオハウス（2020年5月14日付で株式会社レオハウスより商号変更）及び株式会社ヤマダ不動産は、株式会社ヤマダホームズを吸収合併存続会社、他2社を吸収合併消滅会社として、2021年2月1日付で合併いたしました。

当社の子会社である株式会社ヤマダデンキ及び株式会社沖縄ヤマダ電機は、株式会社ヤマダデンキを吸収合併存続会社、株式会社沖縄ヤマダ電機を吸収合併消滅会社として、2021年3月1日付で合併いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の子会社である株式会社ヤマダホームズは、2020年3月2日付でくらホーム株式会社の全株式を取得し、完全子会社といたしました。

当社は、2020年4月1日をもって、株式会社ヤマダ電機分割準備会社（2020年10月1日付で株式会社ヤマダデンキに商号変更）を設立し、同社の発行済株式の100%を取得し、連結子会社といたしました。

当社は、株式会社レオハウス（2020年5月14日付で株式会社ヤマダレオハウスに商号変更）の発行済株式の100%を取得し、2020年5月14日をもって、同社を連結子会社といたしました。

当社の子会社である株式会社ヤマダホームズは、2020年7月1日付で株式会社秀建の株式を取得し、子会社といたしました。

当社は、株式会社ヒノキヤグループの議決権の50.1%を公開買付により取得し、2020年10月29日をもって、同社を連結子会社といたしました。

当社は、2021年2月1日をもって、株式会社ヤマダ住建ホールディングスを設立し、同社の発行済株式の100%を取得し、連結子会社といたしました。

当社は、2021年2月25日を効力発生日として、当社の子会社である株式会社シー・アイ・シー、インパースネット株式会社、株式会社テス及び株式会社家守り（2021年3月1日付で株式会社家守りホールディングスより商号変更）と株式交換を行い、4社を完全子会社といたしました。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第41期 (2018年3月期)	第42期 (2019年3月期)	第43期 (2020年3月期)	第44期 (2021年3月期)
売 上 高(百万円)	1,573,873	1,600,583	1,611,538	1,752,506
経 常 利 益(百万円)	47,335	36,889	46,074	98,875
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	29,779	14,692	24,605	51,798
1株当たり当期純利益	36円77銭	18円18銭	28円38銭	62円82銭
総 資 産(百万円)	1,175,568	1,184,042	1,163,494	1,252,599
純 資 産(百万円)	588,740	591,593	645,166	672,545

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株 式 会 社 ヤ マ ダ デ ン キ	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株 式 会 社 ヒ ノ キ ヤ グ ル ー プ	389	50.1	住宅事業、不動産投資事業、断熱材事業、リフォーム事業等
コ ス モ ス ・ ベ リ ー ズ 株 式 会 社	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株 式 会 社 マ ツ ヤ デ ン キ	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株 式 会 社 星 電 社	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社ヤマダフィナンシャル	50	66.0 (66.0)	クレジットカード事業
株式会社九州テックランド	75	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社シー・アイ・シー	81	100.0 (100.0)	産業廃棄物処理委託業務
インバースネット株式会社	100	100.0 (100.0)	中古パソコンの販売
株式会社Project White	10	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社ヤマダトレーディング	50	100.0	住設建材・家庭機器の卸売及び販売
株 式 会 社 ヤ マ ダ ホ ー ム ズ	100	100.0 (100.0)	戸建住宅の請負、設計及び施工、戸建分譲住宅の施工及び販売等
株 式 会 社 ハ ウ ス テ ッ ク	100	100.0	住宅設備機器の製造・販売
株 式 会 社 ベ ス ト 電 器	100	100.0	家電・情報家電等の販売
山田電機（瀋陽）商業有限公司	百万ドル 198	100.0	家電・情報家電等の販売

山田電機（中国）投資有限公司	百万ドル 116	100.0	投資、卸売業
株 式 会 社 イ ー ウ ェ ル ネ ス	10	100.0	医薬品・日用品等の販売
株式会社ヤマダファイナンスサービス	500	100.0	住宅ローン・各種貸付の取扱

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 大 塚 家 具	4,581	51.7	家具小売（収納、寝具、ダイニング、応接家具等）
株式会社ヤマダ住建ホールディングス	10	100.0	住建事業グループの経営管理
株式会社ヤマダ環境資源開発ホールディングス	99	100.0	リユース・リサイクル事業及び、エネルギー開発

- （注）1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2. 株式会社ヤマダデンキ（2020年10月1日付で株式会社ヤマダ電機分割準備会社より商号変更）は、2020年4月1日付で設立し、連結子会社といたしました。
3. 当連結会計年度中において株式会社ヒノキヤグループの株式を取得し、株式会社ヒノキヤグループ及びその子会社17社を2020年10月1日をみなし取得日として連結の範囲に含めております。
4. 株式会社ヤマダトレーディングは、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
5. 株式会社ヤマダ住建ホールディングスは、2021年2月1日付で設立し、連結子会社といたしました。
6. 株式会社沖縄ヤマダ電機は、2021年3月1日付で株式会社ヤマダデンキに吸収合併しております。
7. 株式会社ワイズセレクトは、2021年4月1日付で株式会社イーウェルネスに商号変更いたしました。

(4) 対処すべき課題

2022年3月期につきましては、新型コロナウイルス感染症（以下「本感染症」）収束時期の見通しが立たず、国内経済のみならず、世界経済の減速等が引き続き懸念されることから、景気の先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

小売業界全体としては、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う店舗の休業や営業時間の短縮、都市部を中心とした来店客数の減少、生活防衛意識の高まりによる消費マインドの低下や消費者行動の変化等により、継続して厳しい状況が予想されます。

このような市場環境の中、当社グループにおける2022年3月期は、本感染症の収束が見込めず、家電市場は依然として不透明な状況であることに加え、2021年3月期における特別定額給付金効果や「テレワーク」「巣ごもり」需要の反動が懸念されているものの、当社は、①「暮らしまるごと」をコンセプトとした新規出店目標年間30店舗②リアル店舗の強みを活かした当社独自のEコマース事業の拡大③電子棚札をはじめとする店舗DX推進④家電や家具インテリア等の幅広いSPA商品開発拡大⑤各事業セグメント間のシナジー最大化⑥13支社制から新11分社制への移行により、さらに地域別のきめ細かい経営による売上高、シェアの拡大及び競争力強化、コスト低減⑦ホールディングスの効率経営各施策に取り組むことで売上高は、前期同様基準で増収、親会社株主に帰属する当期純利益は増益を見込んでおります。

当社グループは上記の改革をさらに推進し、コーポレートガバナンス体制の更なる強化を図るため、2021年4月1日の経営体制変更に加え、2021年7月1日にグループ組織再編を実施いたします。これにより、各セグメントによる主体的な事業活動を加速させ、当社グループの「暮らしまるごと」戦略の迅速な推進及びESG・サステナビリティへの取り組みを通じた企業価値の向上を図っていきます。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売を主な事業として多店舗展開を行っており、全国に事業所を有しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

① 株式会社ヤマダデンキ

北海道	35	埼玉県	33	静岡県	15	鳥取県	5	佐賀県	8
青森県	10	千葉県	34	岐阜県	10	島根県	5	大分県	5
秋田県	11	東京都	40	愛知県	30	岡山県	15	長崎県	5
岩手県	11	神奈川県	37	滋賀県	8	広島県	16	熊本県	4
宮城県	20	新潟県	21	大阪府	22	山口県	14	宮崎県	13
山形県	11	富山県	13	京都府	8	愛媛県	8	鹿児島県	8
福島県	14	石川県	9	兵庫県	20	高知県	9	沖縄県	7
栃木県	16	福井県	6	三重県	11	香川県	9		
茨城県	19	長野県	19	奈良県	6	徳島県	5		
群馬県	21	山梨県	6	和歌山県	6	福岡県	27	合計	685

② 株式会社マツヤデンキ

北海道	9	千葉県	4	大阪府	19	香川県	3	鹿児島県	1
岩手県	1	東京都	1	京都府	6	徳島県	3		
山形県	1	新潟県	1	兵庫県	5	高知県	1		
福島県	1	愛知県	13	奈良県	2	福岡県	1		
埼玉県	1	滋賀県	2	岡山県	5	熊本県	4	合計	84

③ 株式会社星電社

兵庫県	7							合計	7
-----	---	--	--	--	--	--	--	----	---

④ 株式会社九州テックランド

福岡県	5	大分県	5	熊本県	7				
佐賀県	1	長崎県	1	鹿児島県	11			合計	30

⑤ 株式会社Project White

北海道	1	愛知県	1	福岡県	1				
-----	---	-----	---	-----	---	--	--	--	--

東 京 都	2	大 阪 府	2					合 計	7
-------	---	-------	---	--	--	--	--	-----	---

⑥ 株式会社ワイズセレクト

東 京 都	5							合 計	5
-------	---	--	--	--	--	--	--	-----	---

⑦ 株式会社ベスト電器（連結子会社含む）

北 海 道	6	神 奈 川 県	5	岡 山 県	1	佐 賀 県	9	沖 縄 県	9
岩 手 県	1	長 野 県	1	山 口 県	4	大 分 県	11	シンガポール	13
埼 玉 県	3	静 岡 県	1	香 川 県	1	長 崎 県	13	マレーシア	8
千 葉 県	2	大 阪 府	1	徳 島 県	1	熊 本 県	19		
東 京 都	1	島 根 県	3	福 岡 県	47	宮 崎 県	9	合 計	169

⑧ 株式会社大塚家具

北 海 道	1	東 京 都	5	愛 知 県	1	兵 庫 県	1		
千 葉 県	1	神 奈 川 県	2	大 阪 府	4	福 岡 県	1	合 計	16

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
24,300 (9,258) 名	4,315名増 (238名減)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて4,315名増加したのは、主に2020年10月29日付で株式会社ヒノキヤグループを連結子会社化したためであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
761 (217) 名	9,778名減 (7,492名減)	44.2歳	10.4年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数が前事業年度末と比べて9,778名減少しておりますが、これは当社が持株会社体制へ移行したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	71,318百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	40,479
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	39,899
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	21,313
株 式 会 社 群 馬 銀 行	10,388
株 式 会 社 東 和 銀 行	10,321
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	10,282
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	3,410

株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	2,694
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	2,164

(注) 株式会社北越銀行は、2021年1月1日付で株式会社第四銀行と合併し、商号を株式会社第四北越銀行に変更いたしました。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年6月26日開催の第43回定時株主総会で承認されました吸収分割契約に基づき、2020年10月1日をもって持株会社体制へ移行し、商号を株式会社ヤマダホールディングスに変更いたしました。

当社は、2021年1月18日開催の取締役会において、2021年7月1日を効力発生日として、当社の子会社である株式会社ヤマダデンキを吸収合併存続会社、同じく当社の子会社である株式会社ベスト電器、株式会社九州テックランド、株式会社Project White、株式会社マツヤデンキ、株式会社星電社、株式会社黒川デンキ及び加藤商事株式会社の7社を吸収合併消滅会社とする、吸収合併を行うことを決議いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 2,000,000,000株

② 発行済株式の総数 966,560,272株

（注）譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により、発行済株式の総数は70,532株増加しております。

③ 株主数 294,928名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数 千株	持株比率 %
株式会社テックプランニング	65,327	7.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	61,085	7.45
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	45,650	5.57
山田 昇	28,924	3.53
ソフトバンク株式会社	24,200	2.95
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリー ティール 505234（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部）	20,099	2.45
株式会社群馬銀行	17,410	2.12
新生信託銀行株式会社 E C M M F 信託口 8299001	14,000	1.71
株式会社日本カストディ銀行（信託口 7）	13,328	1.63
ザ バンク オブ ニューヨーク 133972（常任代理人 株式 会社みずほ銀行決済営業部）	12,808	1.56

（注）1. 当社は、自己株式を146,871千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

株主名	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	70千株	7名

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山田昇	(株)テックプランニング 代表取締役
代表取締役社長	三嶋恒夫	(株)ヤマダデンキ 代表取締役 (株)大塚家具 代表取締役
代表取締役	小林辰夫	(株)ヤマダデンキ 代表取締役
取締役	村澤圧司	(株)ヤマダデンキ 取締役 (株)大塚家具 取締役 (株)ヤマダ住建ホールディングス 代表取締役
取締役	上野善紀	(株)ヤマダデンキ 取締役
取締役	小暮めぐ美	(株)ヤマダデンキ 取締役
取締役	福井章	(株)ヤマダデンキ 取締役 (株)ヤマダフィナンシャル 取締役 (株)ヤマダファイナンスサービス 取締役
取締役	福田貴之	(株)ヤマダデンキ 取締役
取締役	得平司	(株)クロス 代表取締役 (有)フィック 代表取締役
取締役	光成美樹	(株)FINEV 代表取締役 (株)船井総研ホールディングス 社外取締役 公益財団法人日本適合性認定協会 理事（非常勤）
監査役（常勤）	五十嵐誠	(株)ヤマダデンキ 監査役 (株)ヤマダホームズ 監査役 (株)ハウステック 監査役 (株)ヤマダファイナンスサービス 監査役 (株)ヤマダ住建ホールディングス 監査役 (株)テックプランニング 監査役
監査役	岡本潤	(株)ヤマダデンキ 監査役 コスモス・ベリーズ(株) 監査役 (株)マツヤデンキ 監査役

					(株)星電社 監査役		
					(株)ヤマダフィナンシャル 監査役		
					(株)九州テックランド 監査役		
					(株)シー・アイ・シー 監査役		
					インバースネット(株) 監査役		
					(株)Project White 監査役		
					(株)ヤマダトレーディング 監査役		
					(株)ベスト電器 監査役		
					(株)ワイズセレクト 監査役		
					(株)ヤマダファイナンスサービス 監査役		
					(株)ヤマダ環境資源開発ホールディングス 監査役		
監	査	役	高	橋	正	光	かなた税理士法人 代表社員
							(有)高橋税務経営事務所 代表取締役
							I T N法律事務所 代表弁護士
監	査	役	飯	村		北	マルハニチロ(株) 社外取締役
							古河電池(株) 社外取締役
							(株)三陽商会 社外監査役

- (注) 1. 取締役得平 司氏及び光成 美樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役高橋正光氏及び飯村 北氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役高橋正光氏は、税理士と中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は各社外取締役及び各社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
一 宮 忠 男	2020年6月26日	任期満了	取締役
桑 野 光 正	2020年6月26日	任期満了	取締役
飯 塚 裕 恭	2020年6月26日	任期満了	取締役
岡 本 潤	2020年6月26日	任期満了	取締役
樋 口 春 彦	2020年6月26日	任期満了	取締役
福 山 裕 幸	2020年6月26日	任期満了	社外取締役

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百 万 円)	報酬等の種類別の総額 (百 万 円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報 酬 等	非金銭報 酬 等	
取 締 役	705	439	－	265	16
(うち社外取締役)	(10)	(10)	(－)	(－)	(3)
監 査 役	49	49	－	－	4
(うち社外監査役)	(10)	(10)	(－)	(－)	(2)
合 計	754	489	－	265	20
(うち社外役員)	(20)	(20)	(－)	(－)	(5)

- (注) 1. 上記には2020年6月26日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、譲渡制限付株式及び株式報酬型ストックオプションであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に對し交付した株式の状況」及び「定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項の1. ② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。

4. 取締役の金銭報酬の額は、2008年6月27日開催の第31回定時株主総会において年額750百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、17名です。
- また、金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の第39回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション報酬額として年額450百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、17名です。
- さらに、別枠で、2019年6月27日開催の第42回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額450百万円以内（社外取締役を除く）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第29回定時株主総会において年額68百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において規定に則り行なわれ、貢献度、財務状況、経済情勢を考慮の上、取締役会でこれを決定しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、短期インセンティブとしての基本報酬及び賞与、中期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬及び長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションで構成しております。基本報酬は、職位や担当する職務内容、職責及び会社業績などを総合的に勘案した上で決定しております。賞与は、具体的な達成条件等は定めておりませんが、会社業績及び職務遂行に対する業績評価等を総合的に考慮し、配分額を決定しております。また、社外取締役及び監査役の報酬は、経営への監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役得平 司氏は、株式会社クロスの代表取締役及び有限会社フィックの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役光成美樹氏は、株式会社F I N E Vの代表取締役、株式会社船井総研ホールディング

グスの社外取締役及び公益財団法人日本適合性認定協会の理事であります。当社は、株式会社F I N E Vから、当社のC S R、E S G及びS D G s等に関するコンサルティング業務の取引関係がありますが、同社との取引規模は当社連結売上高の0.00002%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。なお、当社と株式会社船井総研ホールディングス及び公益財団法人日本適合性認定協会との間には特別の関係はありません。

- ・ 監査役高橋正光氏は、かなた税理士法人（2021年1月にひかり税理士法人より商号変更）の代表社員及び有限会社高橋税務経営事務所の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役飯村北氏は、I T N法律事務所の代表弁護士であります。当社は、同氏より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引規模は当社連結売上高の0.001%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。また、同氏はマルハニチロ株式会社の社外取締役、古河電池株式会社の社外取締役及び株式会社三陽商会の社外監査役であります。当社とマルハニチロ株式会社、古河電池株式会社及び株式会社三陽商会との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	得 平 司	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。 長年にわたる流通業界指導者としての豊富な経験に基づき、社外取締役として、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。
取 締 役	光 成 美 樹	2020年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 企業のE S G経営や不動産の環境問題、国内外の環境規制に関する専門知識があり、企業に対して環境ビジネスやリスク管理に関する調査やコンサルティング活動を行っており、取締役会の多様性及び当社グループのE S Gを推進するために助言をいただいております。

出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
監査役 高橋正光	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。 主に税理士の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言、また、当社の経理システム並びに内部監査についてご意見やご指摘をいただいております。
監査役 飯村 北	当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。 弁護士としての公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、異なる観点から経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及び経営に貢献いただいております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	95百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	234百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、収益認識に関する会計基準の適用に関する助言業務及び財務デュー・ディリジェンス業務等を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を

報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	614,634	流 動 負 債	357,315
現 金 及 び 預 金	74,438	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	106,928
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	72,961	工 事 未 払 金	13,719
完 成 工 事 未 収 入 金	2,049	短 期 借 入 金	44,199
営 業 貸 付 金	4,254	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	50,860
商 品 及 び 製 品	368,838	リ ー ス 債 務	4,447
販 売 用 不 動 産	28,584	未 払 法 人 税 等	29,986
未 成 工 事 支 出 金	5,545	未 成 工 事 受 入 金	17,284
仕 掛 品	1,253	賞 与 引 当 金	10,794
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,352	そ の 他	79,095
そ の 他	54,382	固 定 負 債	222,738
貸 倒 引 当 金	△2,026	長 期 借 入 金	123,430
固 定 資 産	637,965	リ ー ス 債 務	12,318
有 形 固 定 資 産	428,601	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,083
建 物 及 び 構 築 物	197,027	商 品 保 証 引 当 金	7,912
土 地	199,381	退 職 給 付 に 係 る 負 債	30,606
リ ー ス 資 産	14,112	資 産 除 去 債 務	35,487
建 設 仮 勘 定	2,906	そ の 他	11,899
そ の 他	15,173	負 債 合 計	580,054
無 形 固 定 資 産	42,777	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	647,388
		資 本 金	71,077
		資 本 剰 余 金	84,235
		利 益 剰 余 金	560,958
		自 己 株 式	△68,882

投 資 そ の 他 の 資 産	166,585	その他の包括利益累計額	2,025
投 資 有 価 証 券	6,715	その他有価証券評価差額金	△269
長 期 貸 付 金	3,675	為 替 換 算 調 整 勘 定	609
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,839	退職給付に係る調整累計額	1,685
繰 延 税 金 資 産	40,362	新 株 予 約 権	1,578
差 入 保 証 金	85,752	非 支 配 株 主 持 分	21,551
そ の 他	30,835	純 資 産 合 計	672,545
貸 倒 引 当 金	△2,595		
資 産 合 計	1,252,599	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,252,599

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2020年 4 月 1 日か

ら
(2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売	上		1,752,506
売	上	原	価
販	上	総	利
費	及	一	益
営	業	般	管
営	業	理	費
営	業	利	益
営	業	外	収
受	取	利	息
仕	入	割	引
受	取	賃	料
売	電	収	入
そ	の		他
営	業	外	費
支	払	利	息
賃	貸	費	用
為	替	差	損
売	電	費	用
そ	の		他
経	常	利	益
特	別	利	益
負	の	の	れ
固	定	資	産
投	資	有	価
事	業	証	券
そ		譲	渡
特	別	の	他
固	定	資	産
減	損	損	失
新	型	コ	ロ
型	コ	ロ	ナ
ウ	イ	ル	ス
感	染	症	に
損	失	の	損
賃	貸	借	契
約	解	約	損
所	の		他
税	金	等	調
整	前	当	期
純	利	益	
法	人	税	、
住	民	税	及
び	事	業	税
額			
△	10,319		
当	期	純	利
益			
非	支	配	株
主	に	帰	属
す	る	当	期
純	損	失	
131			

親会社株主に帰属する当期純利益	51,798
-----------------	--------

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当連結会計年度期首残高	71,058	84,059	517,943	△38,170		634,891
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行	18	18				37
剰 余 金 の 配 当			△8,804			△8,804
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			51,798			51,798
自 己 株 式 の 取 得				△31,955		△31,955
自 己 株 式 の 処 分		△77		609		532
連 結 範 囲 の 変 動			20			20
連結子会社株式の取得に よる 持 分 の 増 減		232		612		844
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		2		22		24
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計	18	176	43,014	△30,711		12,497
当連結会計年度末残高	71,077	84,235	560,958	△68,882		647,388

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	△732	437	540	245	1,872	8,157	645,166
当連結会計年度変動額							
新 株 の 発 行							37
剰 余 金 の 配 当							△8,804
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							51,798
自 己 株 式 の 取 得							△31,955
自 己 株 式 の 処 分							532
連 結 範 囲 の 変 動							20
連結子会社株式の取得に よる 持 分 の 増 減							844
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動							24
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	463	171	1,145	1,780	△293	13,394	14,881
当連結会計年度変動額合計	463	171	1,145	1,780	△293	13,394	27,379
当連結会計年度末残高	△269	609	1,685	2,025	1,578	21,551	672,545

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

53社
 株式会社ヤマダデンキ
 株式会社シー・アイ・シー
 インパースネット株式会社
 コスモス・ベリーズ株式会社
 株式会社マツヤデンキ
 株式会社星電社
 株式会社ヤマダフィナンシャル
 株式会社九州テックランド
 株式会社Project White
 株式会社ワイズセレクト
 株式会社ヤマダホームズ
 株式会社コングロ
 さくらホーム株式会社
 株式会社秀建
 株式会社ヒノキヤグループ
 株式会社日本アクア
 株式会社ベスト電器
 株式会社ベストクレジットサービス
 株式会社J・スタッフ
 株式会社ベストサービス
 株式会社ビー・ビー・シー
 株式会社リペア・デポ
 株式会社黒川デンキ
 株式会社ハウステック
 日化メンテナンス株式会社
 中部日化サービス株式会社
 山田電機（瀋陽）商業有限公司
 山田電機（中国）投資有限公司
 BEST DENKI MALAYSIA SDN. BHD.
 BEST DENKI (SINGAPORE) PTE. LTD.
 YAMADA TECHNOLOGY CORPORATION
 NAKAYAMA RESOURCES & DEV' T. CORP.
 株式会社ヤマダファイナンスサービス
 株式会社大塚家具
 株式会社ヤマダ環境資源開発ホールディングス
 株式会社ヤマダ住建ホールディングス
 株式会社ヤマダトレーディング

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称
株式会社ワイ・ジャスト
東金属株式会社
株式会社ヤマダ少額短期保険
株式会社ヤマダライフ保険
株式会社家守り
日本ツーリストクラブ株式会社
ヤマダデリバリーワークサービス株式会社
株式会社ヤマダフードサービス
Hinokiya Resco Construction Vietnam Co., Ltd.
株式会社三久
- ・ 連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数
3社
- ・ 主要な会社等の名称
株式会社ストリーム
Hinokiya Resco Construction Vietnam Co., Ltd.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称
株式会社ワイ・ジャスト
東金属株式会社
Y. U-m o b i l e 株式会社
株式会社ヤマダ少額短期保険
株式会社ヤマダライフ保険
株式会社家守り
ソーシャルモビリティ株式会社
日本ツーリストクラブ株式会社
ヤマダデリバリーワークサービス株式会社
株式会社ヤマダフードサービス
株式会社三久
- ・ 持分法を適用しない理由
持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の変更

株式会社ヤマダトレーディングは、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

当連結会計年度中において、当社は、株式会社レオハウス（2020年5月14日付で株式会社ヤマダレオハウスに商号変更）及び株式会社ヒノキヤグループの株式を取得し、株式会社レオハウスを2020年6月30日をみなし取得日として、株式会社ヒノキヤグループ及びその子会社17社を2020年10月1日をみなし取得日としてそれぞれ連結の範囲に含めております。さくらホーム株式会社及び株式会社秀建の株式を、当社の連結子会社である株式会社ヤマダホームズが取得したことにより、それぞれ連結の範囲に含めております。

株式会社ヤマダ電機分割準備会社（2020年10月1日付で株式会社ヤマダデンキに商号変更）は、2020年4月1日付で設立し、株式会社ヤマダ住建ホールディングスは、2021年2月1日付で設立し、それぞれ連結の範囲に含めております。

株式会社沖縄ヤマダ電機は、2021年3月1日付で株式会社ヤマダデンキを存続会社とする吸収合併を行ったため、株式会社ヤマダレオハウスは、2021年2月1日付で株式会社ヤマダホームズを存続会社とする吸収合併を行ったため、それぞれ連結の範囲から除いております。

持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社ヒノキヤグループを子会社化したことに伴い、同社の子会社1社を持分法適用の範囲に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外の連結子会社8社及び株式会社ヒノキヤグループと同社の国内子会社15社の事業年度の末日は12月31日であり、国内の連結子会社のうち、株式会社ベスト電器他26社の事業年度の末日は2月28日、株式会社大塚家具の事業年度の末日は4月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、株式会社ベスト電器他51社はそれぞれの事業年度の末日現在の計算書類を使用しており、株式会社大塚家具は1月31日現在で実施した本決算に準じた仮決算に基づく計算書類を使用しています。それぞれの事業年度の末日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。なお、株式会社ヒノキヤグループについては、みなし取得日を2020年10月1日としており、かつ連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、当連結会計年度は10月1日から12月31日までの3ヶ月間を連結しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

・時価のないもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

時価法によっております。

ハ. デリバティブ

ニ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び連結子会社は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。なお、販売用不動産及び未成工事支出金については、個別法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（賃貸不動産を含む、

リース資産を除く）

当社及び連結子会社は主として定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

（所有権移転ファイナンス・

る減価償却方法と同一の方法に

（所有権移転外ファイナンス

・リース取引）

一部の連結子会社は自己所有の固定資産に適 リース取引） 用す

によってお ります。

当社及び連結子会社は、リース期間を耐用年

数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお一部の連結子会社は、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

定額法によっております。

ニ. 長期前払費用

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び連結子会社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ニ. 商品保証引当金

一部の連結子会社は、販売した商品の保証に関わる将来の修理費用の支払いに備えるため、過去の修理実績に基づき翌連結会計年度以降の修理費用見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額を発生時から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

- イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、金利スワップ取引のうち、適用要件を満たすものについては特例処理によっております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段)
金利関連…金利スワップ取引
(ヘッジ対象)
金利関連…長期借入金
- ハ. ヘッジ方針 金利スワップ取引は、金利の市場変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクをヘッジする目的で行っております。
- ニ. ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定は省略しております。
- ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のもの等を除く）
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
ロ. その他の工事 工事完成基準
- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間
発生年度から5～20年間で均等償却しております。
- ⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更にに関する注記

（会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用）

会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用しております。

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「完成工事未収入金」、「商品及び製品」に含めていた「販売用不動産」、「仕掛品」に含めていた「未成工事支出金」及び「流動負債」の「その他」に含めていた「未成工事受入金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「完成工事未収入金」は1,734百万円、「販売用不動産」は7,014百万円、「未成工事支出金」は3,125百万円、「未成工事受入金」は355百万円であります。

また、前連結会計年度において、独立掲記していた「流動負債」の「役員賞与引当金」、「ポイント引当金」、「完成工事補償引当金」、「関係会社整理損失引当金」、「固定負債」の「利息返還損失引当金」及び「商品券等回収引当金」は、重要性が乏しくなったため、それぞれ、「流動負債」の「その他」及び「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「役員賞与引当金」は129百万円、「ポイント引当金」は13,164百万円、「完成工事補償引当金」は641百万円、「関係会社整理損失引当金」は606百万円、「利息返還損失引当金」は32百万円、「商品券等回収引当金」は123百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

・有形固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、デンキセグメントに係る有形固定資産が398,442百万円計上されており、総資産の31.8%を占めております。また、10. その他の注記（減損損失）に記載のとおり、連結損益計算書において、14,030百万円計上しており、そのうちデンキセグメントについては12,116百万円計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当連結グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗及び事業所を基本単位とし、また転貸店舗、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

この資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、店舗毎の資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

また、割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、当連結会計年度における各店舗のキャッシュ・フローを基礎にして経営環境を考慮した一定の成長率を仮定して見積もっております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響は現時点においても継続しており、依然として当社グループの事業活動にも影響を及ぼしています。新型コロナウイルス感染症の収束時期は依然として不確実かつ予測が困難であります。次年度も同様の状況が続くと仮定して会計上の見積り（固定資産の減損会計等の検討）を実施しております。

当該見積りは高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	100百万円
土地	43百万円
計	143百万円

土地については、一部の連結子会社で、顧客の住宅ローン22百万円を担保するための物上保証に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

342,306百万円

(3) 国庫補助金等により、建物及び構築物1,359百万円、その他有形固定資産3百万円、計1,363百万円の圧縮記帳を行っております。

(4) 自己信託により流動化した債権等は次のとおりであります。

その他（流動資産）	3,480百万円
差入保証金	18,828百万円

流動化した債権等は金融取引として処理しており、対応する債務は次のとおりであります。

1年以内返済予定の長期借入金	3,272百万円
長期借入金	18,041百万円

(5) 偶発債務

① 信販会社等に対する売掛金10,063百万円を債権譲渡しております。

② 住宅購入者等のための保証債務

1,237百万円

③ その他

5百万円

(6) コミットメントライン（融資枠）契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関7社とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

総貸付極度額	50,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	50,000百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	966,489千株	70千株	－千株	966,560千株

(注) 発行済株式の総数の増加は、譲渡制限付株式報酬によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	86,038千株	63,485千株	2,652千株	146,871千株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加23,481千株、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）によ

る増加40,000千株、単元未満株式の買取り4千株及び反対株主の株式買取請求による買取り0千株であります。また、自己株式の数の減少は、株式交換による減少1,353千株、新株予約権の行使による減少1,299千株及び単元未満株式の買増し0千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2020年6月26日開催の第43回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 8,804百万円
- ・1株当たり配当金額 10円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2021年6月29日開催予定の第44回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 14,754百万円
- ・1株当たり配当金額 18円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月30日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

会 社 名	株式会社ヤマダホールディングス	連結子会社
内 容	ストックオプションとしての 新株予約権	新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,816,100株	8,715,000株
新株予約権の残高	1,551百万円	27百万円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権及び長期貸付金については、各事業部門が定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	74,438	74,438	—
(2) 受取手形及び売掛金	72,961		
貸倒引当金（※1）	△134		
	72,827	72,827	—
(3) 完成工事未収入金	2,049	2,049	—
(4) 投資有価証券（※2）			
其他有価証券	3,853	4,564	711
(5) 差入保証金（1年内回収予定のものを含む）（※3）	70,986		
貸倒引当金（※1）	△26		
	70,960	72,691	1,730
(6) 瑕疵担保供託金	1,434	1,433	△0
資産計	225,563	228,004	2,441
(7) 支払手形及び買掛金	106,928	106,928	—
(8) 工事未払金	13,719	13,719	—
(9) 短期借入金	44,199	44,199	—
(10) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	174,290	173,640	△650
負債計	339,137	338,487	△650
(11) デリバティブ取引（※4）			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	17	17	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	17	17	—

（※1）受取手形及び売掛金、差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

（※3）一部の連結子会社が保証金として供託している国債が含まれております。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

- (5) 差入保証金
これらの時価について、返済期日までの期間及び国債利回りを参考にした信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (6) 瑕疵担保供託金
瑕疵担保供託金の時価については、信用リスクが無いことから、リスクフリーレートを用いて返還されるまでの期間で割り引いた現在価値によっております。

負債

- (7) 支払手形及び買掛金、(8) 工事未払金、(9) 短期借入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (10) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記（11）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (11) デリバティブ取引
①ヘッジ会計が適用されていないもの
当社は、為替予約取引を利用しており、時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。
②ヘッジ会計が適用されているもの
金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価を含めて記載しています（上記（10）参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券（＊１）	
（１）子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	2,189
関連会社株式	71
（２）その他有価証券	
非上場株式	600
投資事業組合出資（＊２）	0
差入保証金（＊３）	18,820

- （＊１）市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。
- （＊２）投資事業組合出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められているもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。
- （＊３）償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(5) 差入保証金」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記
総額に重要性が乏しいため記載しておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	792円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	62円82銭

9. 重要な後発事象に関する注記
(デンキ（旧家電）セグメントの再編について)
当社は、2021年1月18日開催の取締役会において、2021年7月1日付で当社の連結子会社である㈱ヤマダデンキを吸収合併存続会社とし、当社の連結子会社である㈱ベスト電器、㈱黒川デンキ、㈱九州テックランド、㈱マツヤデンキ、㈱星電社、㈱Project White及び非連結子会社である加藤商事㈱を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することを決議しました。

① 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	㈱ヤマダデンキ
事業の内容	家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売事業

被結合企業の名称	㈱ベスト電器 ㈱黒川デンキ ㈱九州テックランド ㈱マツヤデンキ ㈱星電社 ㈱Project White 加藤商事㈱
事業の内容	家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売事業（㈱ベスト電器、㈱黒川デンキ、㈱九州テックランド、㈱マツヤデンキ、㈱星電社） F C事業（㈱ベスト電器、㈱マツヤデンキ） P Cパーツ・情報通信機器の販売及びオリジナルパソコンの製造販売事業（㈱Project White） 不動産賃貸業（加藤商事㈱）

(2) 企業結合日

2021年7月1日（予定）

(3) 企業結合の法的形式

㈱ヤマダデンキを存続会社とし、㈱ベスト電器、㈱黒川デンキ、㈱九州テックランド、㈱マツヤデンキ、㈱星電社、㈱Project White及び加藤商事㈱を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

㈱ヤマダデンキ

(5) その他取引の概要

グループ内組織再編の一環として、デンキセグメントにおける子会社のノウハウ・経営資源を集約すると共に、本合併にあわせ、新たな11の地域区分による社内分社制を導入し、営業面や業務処理面でさらに効率性を高め、当社グループの「暮らしまるごと」戦略の迅速な推進及びSDGs、ESGの取り組みを通じた企業価値の向上を実現することを目的としております。

② 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。

10. その他の注記

(減損損失)

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都 他	営業店舗、事業用資産	建物及び構築物、土地、リース資産、その他有形固定資産、その他
山形県 他	転貸店舗	建物及び構築物
—	その他	無形固定資産

当連結グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗及び事業所を基本単位とし、また転貸店舗、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。なお、無形固定資産に含まれるのれんについては、管理会計上の区分に従った事業を基準とし、一部の連結子会社については、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。この他に、本社・工場等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗資産、事業用資産、遊休資産、転貸資産、賃貸用資産及び共用資産については、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（14,030百万円）として特別損失に計上しました（なお、デンキセグメントに係る減損損失額は12,116百万円であります。）。その内訳は、「建物及び構築物」6,097百万円、「土地」2,549百万円、「リース資産」507百万円、「その他有形固定資産」3,529百万円、「無形固定資産」1,231百万円、「その他投資その他の資産」115百万円であります。当該資産グループの回収可能価額は使用価値と正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に評価しております。なお、リース資産、無形固定資産及びその他投資その他の資産については、正味売却価額を零として評価しています。

(企業結合関係)

取得による企業結合

(株式取得による株式会社レオハウスの連結子会社化)

当社は、2020年3月24日開催の取締役会において、株式会社レオハウス（2020年5月14日付で株式会社ヤマダレオハウスに商号変更）の株式を取得し、子会社化することを決議し、同日付で同社の親会社である株式会社ナックと基本合意書を締結し、2020年5月14日付で全株式を取得いたしました。

(1) 企業結合の概要

(イ) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社レオハウス

被取得事業の内容 注文住宅の建築請負等

(ロ) 企業結合を行った主な理由

株式会社レオハウスは、「人生を豊かにする家づくりを、一緒に。」を掲げ、お客様の声に一番耳を傾ける会社であることを目指し、一人一人のお客様にオーダーメイドの満足を提供しており、当社の「暮らしまるごと」提案との相乗効果が高いと判断したため、株式を取得するに至りました。

(ハ) 企業結合日

2020年5月14日（みなし取得日 2020年6月30日）

(ニ) 企業結合の法的形式

株式取得

(ホ) 結合後企業の名称

株式会社ヤマダレオハウス

(ヘ) 取得した議決権比率

100%

(ト) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が議決権の100%を取得し、完全子会社化したことによるものであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2020年6月1日から2021年1月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	489百万円
取得原価	489百万円

(4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

デュー・ディリジェンス及びアドバイザー費用	7百万円
-----------------------	------

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(イ) 発生したのれんの金額

1,469百万円

(ロ) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

(ハ) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	6,378百万円
固定資産	1,721
資産合計	8,099
流動負債	8,228
固定負債	850
負債合計	9,079

(株式取得による株式会社秀建の連結子会社化)

当社の連結子会社である株式会社ヤマダホームズは、2020年6月24日開催の取締役会決議に基づき、2020年7月1日付で株式会社秀建の株式を取得し、連結子会社といたしました。

(1) 企業結合の概要

(イ) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社秀建

被取得事業の内容 注文住宅の建築請負等

(ロ) 企業結合を行った主な理由

神奈川県で住宅販売実績のある株式会社秀建との資本提携を行うことで、当社グループの関東県内における不動産事業の販売強化を図ることを目的としております。

(ハ) 企業結合日

2020年7月1日

(ニ) 企業結合の法的形式

株式取得

(ホ) 結合後企業の名称

名称変更はありません。

(ヘ) 取得した議決権比率

96.96%

(ト) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社である株式会社ヤマダホームズが議決権の96.96%を取得し、連結子会社化したことによるものであります。

- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2020年7月1日から2021年2月28日まで

- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	0百万円
取得原価	0百万円

- (4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

デュー・ディリジェンス及びアドバイザー費用	1百万円
-----------------------	------

- (5) 負ののれん発生益の金額及び発生原因

- (イ) 発生した負ののれん発生益の金額

1,144百万円

- (ロ) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,702百万円
固定資産	1,511
資産合計	4,214
流動負債	2,265
固定負債	592
負債合計	2,858

- (株式取得による株式会社ヒノキヤグループの連結子会社化)

当社は、2020年9月8日開催の取締役会において、株式会社ヒノキヤグループ（以下「対象者」）を連結子会社化することを主たる目的として、対象者の普通株式を金融商品取引法による公開買付け（以下「本公開買付け」）により取得することを決議し、2020年9月9日から2020年10月22日を取得期間として本公開買付けを実施いたしました。本公開買付けの結果、2020年10月29日（本公開買付けの決済の開始日）付で、対象者は当社の連結子会社となりました。

- (1) 企業結合の概要

- (イ) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ヒノキヤグループ
被取得事業の内容	住宅事業、不動産投資事業、断熱材事業、リフォーム事業、介護保育事業、他

- (ロ) 企業結合を行った主な理由
 当社グループは、家電をコアに生活インフラとしての「暮らしまるごと」をコンセプトに、家電から快適住空間までをトータルコーディネート提案する「家電住まいる館」を中心とした構造改革を推進し、事業価値の向上に取り組んでおり、対象者を連結子会社とすることで、住宅事業においてシナジー効果が期待されるとともに、両社グループのより一層の企業価値向上を図ることを目的としております。
- (ハ) 企業結合日
 2020年10月29日（みなし取得日 2020年10月1日）
- (ニ) 企業結合の法的形式
 株式取得
- (ホ) 結合後企業の名称
 名称変更はありません。
- (ヘ) 取得した議決権比率
 50.10%
- (ト) 取得企業を決定するに至った主な根拠
 当社が現金を対価として議決権の50.10%を取得し、連結子会社化したことによるものであります。
- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
 2020年10月1日から2020年12月31日まで
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | |
|-----------|-----------|
| 取得の対価（現金） | 12,655百万円 |
| 取得原価 | 12,655百万円 |
- (4) 主要な取得関連費用の内訳及び金額
- | | |
|------------------------|--------|
| デュー・ディリジェンス及びアドバイザー費用等 | 127百万円 |
|------------------------|--------|
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- (イ) 発生したのれんの金額
 2,000百万円
- (ロ) 発生原因
 受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額が取得原価を取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識しております。
- (ハ) 償却方法及び償却期間
 5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	59,863百万円
固定資産	23,593
資産合計	83,456
流動負債	43,200
固定負債	14,956
負債合計	58,156

(7) 取得原価のうち、のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその種類別の内訳並びに全体及び種類別の加重平均償却期間

種類	金額	償却期間
商標権	3,722百万円	8年
顧客関係資産	1,505百万円	6年
受注残高	44百万円	1年
フランチャイズ契約	595百万円	6年

共通支配下の取引等

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2020年6月26日開催の第43回定時株主総会で承認されました吸収分割契約に基づき、家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売事業を吸収分割承継会社（当社完全子会社）である「株式会社ヤマダ電機分割準備会社」（2020年10月1日付で、「株式会社ヤマダデンキ」に商号変更）に承継いたしました。

これに伴い、当社は2020年10月1日付で「株式会社ヤマダホールディングス」に商号変更し、持株会社体制へ移行いたしました。

(1) 会社分割の概要

(イ) 対象となった事業の内容

家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売事業

(ロ) 企業結合日

2020年10月1日

(ハ) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社である株式会社ヤマダデンキを吸収分割承継会社とする分社型吸収分割です。

(ニ) その他取引の概要

持株会社は親会社として、経営の管理・監督、当社グループの持続的成長、発展のための経営戦略の企画・立案をはじめとした総合的な統制に特化することで、今まで以上にグループガバナンスの強化を図り、業務提携、資本提携、M&A等の事業再編を迅速に行うことを目的としております。また、各事業会社は、事業責任が明確化された新体制においてそれぞれの事業の業務執行に専念することで、当社グループ全体の経営効率の向上を図り、さらなる企業価値向上を実現していくことを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(簡易株式交換による子会社の完全子会社化について)

(1) 取引の概要

(イ) 対象となった事業の内容

企業の名 称	株式会社シー・ アイ・シー	インバースネッ ト株式会社	株式会社テス	株式会社家守り ホールディングス
事業の内 容	一般及び産業廃 棄物処理事業、 総合リユース ショップ運営事 業等	産業廃棄物の収 集・運搬、中古 機器の買取・販 売等	空調設備等の修 理、保守・点検 業務	点検・メンテナ ンス事業、イン スペクション事 業、移住・住み かえ支援事業等

(ロ) 企業結合日

2021年2月25日

(ハ) 企業結合の法的形式

株式交換

(ニ) 結合後企業の名称

名称変更はありません。

(ホ) その他取引の概要

当社は、2021年1月18日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、当社の子会社である株式会社シー・アイ・シー、インバースネット株式会社、株式会社テス、株式会社家守りホールディングス（2021年3月1日付で株式会社家守りに商号変更）の4社（当該4社を、以下「対象4社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、対象4社との間でそれぞれ株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により2021年2月25日を効力発生日として行われました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

(イ) 取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（普通株式）	634百万円
取得原価	634百万円

(ロ) 株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	当社 (株式交換 完全親会社)	株式会社 シー・ア イ・シー (株式交換 完全子会社)	インバース ネット 株式会社 (株式交換 完全子会社)	株式会社 デス (株式交換 完全子会社)	株式会社 家守りホー ルディング ス(株式交換 完全子会社)
株式交換比率	1	2,854.76459	7.07481	464.51277	19.31204
株式交換により 交付した株式数	普通株式 1,353,766株				

(注1) ただし、当社が保有する対象4社の株式については、本株式交換による株式の割当ては行っておりません。

(注2) 本株式交換に際し割当て交付する当社株式は自己株式を充当しており、本株式交換における割当てに際して新たな株式を発行してはおりません。

(ハ) 株式交換比率の算定方法

株式交換比率の算定にあたり、その公平性・妥当性を担保するため、当社及び対象4社から独立した第三者算定機関にその根拠となる対象会社の株式価値評価を依頼しました。

当該算定機関は、割引キャッシュ・フロー法等を採用して対象会社の普通株式の価値を算定しております。

また、上場会社である当社の株式価値については、東京証券取引所に上場されており、株価形成に関して特段の異常性が認められないことから、当社及び対象4社における取締役会開催直前の営業日である2021年1月15日の終値を採用することといたしました。

(4) 非支配株主との取引に係る当社グループの持分変動に関する事項

(イ) 資本剰余金の主な変動原因

子会社株式の追加取得

(ロ) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額
234百万円

(住建(旧住宅)セグメントの再編について)

当社は、2020年10月19日開催の取締役会決議に基づき、2021年2月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社ヤマダホームズを吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社ヤマダレオハウス及び非連結子会社である株式会社ヤマダ不動産を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しました。

(1) 取引の概要

(イ) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	株式会社ヤマダホームズ
事業の内容	住宅等建築業
被結合企業の名称	株式会社ヤマダレオハウス
	株式会社ヤマダ不動産
事業の内容	住宅等建築業(株式会社ヤマダレオハウス)
	不動産賃貸業(株式会社ヤマダ不動産)

(ロ) 企業結合日

2021年2月1日

(ハ) 企業結合の法的形式

株式会社ヤマダホームズを存続会社とし、株式会社ヤマダレオハウス、株式会社ヤマダ不動産を消滅会社とする吸収合併

(二) 結合後企業の名称

株式会社ヤマダホームズ

(ホ) その他取引の概要

グループ内組織再編の一環として、住建セグメントにおける子会社のノウハウ・経営資源を集約すると共に、営業面や業務処理面でさらに効率性を高めることで、当社グループの「暮らしまるごと」戦略の迅速な推進及びSDGs、ESGの取り組みを通じた企業価値の向上を実現することを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(デンキ（旧家電）セグメントの再編について)

当社は、2020年10月19日開催の取締役会決議に基づき、2021年3月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社ヤマダデンキを吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社沖縄ヤマダ電機を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しました。

(1) 取引の概要

(イ) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	株式会社ヤマダデンキ
事業の内容	家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売事業

被結合企業の名称	株式会社沖縄ヤマダ電機
事業の内容	家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売事業

(ロ) 企業結合日

2021年3月1日

(ハ) 企業結合の法的形式

株式会社ヤマダデンキを存続会社とし、株式会社沖縄ヤマダ電機を消滅会社とする吸収合併

(ニ) 結合後企業の名称

株式会社ヤマダデンキ

(ホ) その他取引の概要

グループ内組織再編の一環として、デンキセグメントにおける子会社のノウハウ・経営資源を集約すると共に、営業面や業務処理面でさらに効率性を高め、当社グループの「暮らしまるごと」戦略の迅速な推進及びSDGs、ESGの取り組みを通じた企業価値の向上を実現することを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社ヤマダホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員	公認会計士	宮 木 直 哉 ㊞
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	福 島 力 ㊞
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマダホールディングス（旧会社名 株式会社ヤマダ電機）の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマダホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結

計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

株式会社ヤマダホールディングス	監査役会
常勤監査役 五十嵐	誠 ㊞
監査役 岡本	潤 ㊞
監査役 高橋 正	光 ㊞
監査役 飯村	北 ㊞

（注）監査役高橋正光及び監査役飯村 北は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役
であります。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	104,915	流 動 負 債	221,443
現 金 及 び 預 金	7,513	買 掛 金	76,354
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	50,142	短 期 借 入 金	80,650
商 品 及 び 製 品	52	1年内返済予定の長期借入金	47,272
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	0	リ ー ス 債 務	2
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	32,906	未 払 金	4,089
前 払 費 用	3,165	未 払 費 用	260
未 収 入 金	15,792	未 払 法 人 税 等	10,572
1年内回収予定の差入保証金	3,789	前 受 金	304
そ の 他	539	賞 与 引 当 金	493
貸 倒 引 当 金	△8,986	役 員 賞 与 引 当 金	69
固 定 資 産	509,052	そ の 他	1,374
有 形 固 定 資 産	326,070	固 定 負 債	169,215
建 物	152,668	長 期 借 入 金	109,541
構 築 物	108	リ ー ス 債 務	3
機 械 及 び 装 置	0	退 職 給 付 引 当 金	25,953
車 両 運 搬 具	9	資 産 除 去 債 務	29,534
工 具 器 具 及 び 備 品	93	そ の 他	4,182
土 地	173,184	負 債 合 計	390,658
リ ー ス 資 産	4	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	0	株 主 資 本	221,982
無 形 固 定 資 産	31,741	資 本 金	71,077
		資 本 剰 余 金	83,481
		資 本 準 備 金	70,995
		そ の 他 資 本 剰 余 金	12,485

借 地 権	30,889	利 益 剰 余 金	136,306
そ の 他	851	利 益 準 備 金	312
投 資 そ の 他 の 資 産	151,240	そ の 他 利 益 剰 余 金	135,994
投 資 有 価 証 券	2,558	別 途 積 立 金	115,135
関 係 会 社 株 式	58,343	繰 越 利 益 剰 余 金	20,859
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	13,758	自 己 株 式	△68,882
長 期 前 払 費 用	4,254	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△225
繰 延 税 金 資 産	20,434	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△225
差 入 保 証 金	51,926	新 株 予 約 権	1,551
そ の 他	1,150	純 資 産 合 計	223,308
貸 倒 引 当 金	△1,184		
資 産 合 計	613,967	負 債 ・ 純 資 産 合 計	613,967

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2020年 4 月 1 日か

(2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
営	業	収	益				766,367	
売		上		高			747,381	
経	営	管	理	料	収	入	10,099	
不	動	産	賃	貸	収	入	8,601	
受	取	配	当	金	収	入	284	
営	業	費		用			550,700	
売		上		原		価	543,668	
不	動	産	賃	貸	原	価	7,032	
営	業		総	利		益	215,666	
販	費	及	一	般	管	理	費	176,772
営	業		業	利		益	38,893	
営	業	外		収		益	8,740	
受		取		利		息	874	
仕		入		割		引	2,666	
受		取		賃	貸	料	1,474	
売		電		収		入	1,025	
そ			の			他	2,700	
営	業	外		費		用	3,544	
支		払		利		息	1,105	
為		替		差		損	174	
賃		貸		費		用	1,409	
売		電		費		用	340	
そ			の			他	514	
経		常		利		益	44,089	
特	別		利		益		377	
固	定	資	産	売	却	益	43	
資	産	除	去	債	務	戻	入	158
違	約		金		収	入	135	
関	係	会	社	株	式	売	却	40
特	別		損		失		18,240	
固	定	資	産	処	分	損	446	
減	損			損		失	11,073	
賃	貸	借	契	約	解	約	5,407	
そ			の			損	1,312	
税	引	前	当	期	純	利	益	26,226

法人税、住民税及び事業税	14,763
法人税等調整額	△5,544
当期純利益	17,008

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 剰 余 金					利 益 剰 余 金				
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
						別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	71,058	70,977	12,488	83,465	312	435,000	12,655	447,967	△38,170	564,320
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	18	18		18						37
剰余金の配当							△8,804	△8,804		△8,804
当 期 純 利 益							17,008	17,008		17,008
自己株式の取得									△31,955	△31,955
自己株式の処分			△77	△77					609	532
株式交換による 増 加			74	74					634	709
会社分割による 減 少						△319,864		△319,864		△319,864
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	18	18	△2	15	－	△319,864	8,204	△311,660	△30,711	△342,337
当 期 末 残 高	71,077	70,995	12,485	83,481	312	115,135	20,859	136,306	△68,882	221,982

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等	換算 合計		
当 期 首 残 高		△655	△655	1,844	565,509
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					37
剰余金の配当					△8,804
当 期 純 利 益					17,008
自己株式の取得					△31,955
自己株式の処分					532
株式交換による 増 加					709
会社分割による 減 少					△319,864
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	430		430	△293	136
当期変動額合計	430		430	△293	△342,200
当 期 末 残 高		△225	△225	1,551	223,308

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ② その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法によっております。
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 |
| ③ デリバティブ | 時価法によっております。 |
| ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| 当社は、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。 | |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-------------------------------------|--|
| ① 有形固定資産
(賃貸不動産を含む、
リース資産を除く) | 定額法によっております。
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。 |
| ② 無形固定資産 | |
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 |
| ・その他の無形固定資産 | 定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| ④ 長期前払費用 | 定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員への賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 |
| ④ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を発生時から費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 |

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法 | ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…デリバティブ取引(金利スワップ取引)
ヘッジ対象…長期借入金 |
| ③ ヘッジ方針 | 当社は、金利の相場変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクをヘッジする目的のみにデリバティブ取引を行うものとしております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。 |

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- | | |
|------------------|--|
| ① 退職給付に係る会計処理の方法 | 計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を退職給付当金に計上しております。 |
| ② 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |

2. 表示方法の変更に關する注記

(会計上の見積りの開示に関する会計基準の適用)

会計上の見積りの開示に関する会計基準(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用しております。

(持株会社体制移行に伴う表示方法の変更)

当社は、2020年10月1日に持株会社体制へ移行しております。これに伴い、損益計算書に関しまして、前事業年度は売上高、売上原価、売上総利益として表示しておりましたが、当事業年度からは営業収益、営業費用、営業総利益とし、持株会社体制移行後に係る営業収益については、関係会社からの経営管理料・不動産賃貸収入・配当金を独立掲記し、また、営業費用については、不動産賃貸原価を独立掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出してしております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

・有形固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、デンキセグメントに係る有形固定資産が326,070百万円計上されており、総資産の53.1%を占めております。また、12. その他の注記(減損損失)に記載のとおり、損益計算書において、11,073百万円計上しており、デンキセグメントについて全額を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記(重要な会計上の見積り)(2)」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 87,896百万円

(2) 過年度において、電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金の受入れにより、建物1百万円の圧縮記帳を行っております。

(3) 自己信託により流動化した債権等は次のとおりであります。

1年内回収予定の差入保証金	3,480百万円
差入保証金	18,828百万円

流動化した債権等は金融取引として処理しており、対応する債務は次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	3,272百万円
長期借入金	18,041百万円

(4) 偶発債務

① 信販会社に対する売掛金10,063百万円を債権譲渡しております。

② 次の子会社について、仕入先からの債務に対し連帯保証を行っております。
株式会社ヤマダトレーディング 429百万円

(5) コミットメントライン(融資枠)契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関7社とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

総貸付極度額	50,000百万円
借入実行残高	—百万円
差引額	50,000百万円

(6) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	50,405百万円
② 長期金銭債権	666百万円
③ 短期金銭債務	47,272百万円
④ 長期金銭債務	84百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
① 営業収益	712,237百万円
② 営業費用	17,854百万円
③ その他	3,042百万円
④ 営業取引以外の取引高	1,229百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	86,038千株	63,485千株	2,652千株	146,871千株

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式取得による増加23,481千株、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による増加40,000千株、単元未満株式の買取り4千株及び反対株主の株式買取請求による買取り0千株であります。また、自己株式の数の減少は、株式交換による減少1,353千株、新株予約権の行使による減少1,299千株及び単元未満株式の買増し0千株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	3,501百万円
投資有価証券評価損	471
関係会社株式評価損	16,387
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,098
賞与引当金	150
退職給付引当金	7,905
資産除去債務	8,996
その他	3,928
繰延税金資産小計	44,438
評価性引当額	△17,921
繰延税金資産合計	26,517
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△5,333
合併受入資産評価差額	△741
その他	△8
繰延税金負債合計	△6,083
繰延税金資産(負債)の純額	20,434

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	所 在 地	資本金又は出資金 (百万円)	事 業 の 内 容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	山田電機(中国)投資有限公司	中国北京市	千ドル 116,500	投資・卸売業	(所有) 直接 100.00	資金の貸付	増資の引受 (注) 1	9,434	—	—
子会社	株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市	100	家電・情報家電等の販売	(所有) 直接 100.00	役員の兼任 (9人)	商品の供給 (注) 2 資金の借入 (注) 3	476,592 120,000	売掛金 短期借入金	37,827 40,000
子会社	株式会社ヤマダホームズ	群馬県高崎市	100	建築工事の請負、設計、施工、監理	(所有) 間接 100.00	役員の兼任 (1人)	資金の貸付 (注) 4	1,000	短期貸付金 1年内回収予定の長期貸付金 長期貸付金	8,400 250 7,250
子会社	株式会社ヤマダファイナンスサービス	群馬県高崎市	500	住宅ローンの貸付および媒介	(所有) 直接 100.00	役員の兼任 (3人)	資金の貸付 (注) 4	59,800	短期貸付金	10,112

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 1. デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金等の現物出資によるものであります。

2. 商品の供給については、当社の仕入価格にて販売しております。なお、当社に在庫リスクは無いため、損益計算書上では売上原価と相殺しております。

3. 資金の借入に係る利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

4. 資金の貸付に係る利息については、当該子会社の財政状態及び市場金利を勘案して合理的に決定しております。

5. 取引金額には消費税等を含んでおりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所 在 地	資本金又は出資金 (百万円)	事 業 の 内 容 又は職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社(当該会社の子会社を含む)	株式会社テックプランニング	群馬県高崎市	53	不動産取引業	(被所有) 直接 7.98 当社代表取締役会長 山田昇及び近親者が100%直接保有の会社	店舗寮等の賃貸借、不動産の購入及び保証金の差入 役員の兼任 (2人)	賃借料の支払及び保証金の差入 (注) 1	978	前払費用 (前払賃借料) 1年内回収予定の差入保証金 差入保証金	88 138 1,879

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 1. 賃借料の支払及び保証金の差入については、近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含んでおりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	270円53銭
(2) 1株当たり当期純利益	20円63銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

(減損損失)

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都 他	営業店舗、事業用資産	建物、構築物、機械及び装置、工具器具及び備品、土地、リース資産、借地権、長期前払費用
山形県 他	転貸店舗	建物、構築物
—	その他	その他無形固定資産

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗を基本単位とし、また転貸店舗、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。なお、無形固定資産に含まれるのれんについては、管理会計上の区分に従った事業を基準としてグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗資産、遊休資産、転貸資産、賃貸用資産については、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（11,073百万円）として特別損失に計上しました（なお、全額がデンキセグメントに係る減損損失額であります。）。その内訳は、「建物」4,882百万円、「構築物」397百万円、「機械及び装置」41百万円、「工具器具及び備品」2,734百万円、「土地」2,548百万円、「リース資産」107百万円、「借地権」113百万円、「その他無形固定資産」167百万円、「長期前払費用」81百万円であります。当該資産グループの回収可能価額は使用価値と正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に評価しております。なお、リース資産、無形固定資産及び長期前払費用については、正味売却価額を零として評価しています。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(株式取得による株式会社レオハウスの連結子会社化)

連結注記表の「10. その他の注記」に記載のとおりであります。

(株式取得による株式会社ヒノキヤグループの連結子会社化)

連結注記表の「10. その他の注記」に記載のとおりであります。

共通支配下の取引等

(山田電機（中国）投資有限公司の株式の追加取得)

(1) 取引の概要

(イ) 対象となった企業の名称及びその事業の内容

企業の名称：山田電機（中国）投資有限公司

事業の内容：投資・卸売業

(ロ) 企業結合日

2020年7月17日

(ハ) 企業結合の法的形式

現物出資による株式取得（デット・エクイティ・スワップ）

(ニ) 結合後企業の名称

名称変更はありません。

(ホ) その他取引の概要に関する事項

同社の財務体質の改善を目的として、当社の金銭債権を現物出資する方法により同社の増資を行うものであります。なお、同社は従来より当社の100%連結子会社であり、当該出資に伴う当社の持分比率の変動はありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

取得の対価	現物出資の対象となる債権の額面総額	9,434百万円
	現物出資の対象となる債権に対する貸倒引当金等	9,434百万円
取得原価		-百万円

(会社分割による持株会社体制への移行)

連結注記表の「10. その他の注記」に記載のとおりであります。

(簡易株式交換による子会社の完全子会社化について)

連結注記表の「10. その他の注記」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

(1) 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	17,185	23,665	6,479

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	41,108
関連会社株式	49

(2) 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、関係会社株式について568百万円の減損処理を行っております。

なお、関係会社株式については、当該株式の発行会社の財政状態等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについては減損処理を行っております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社ヤマダホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員	公認会計士	宮 木 直 哉 ㊞
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	福 島 力 ㊞
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマダホールディングス（旧会社名 株式会社ヤマダ電機）の2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうか

を評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを

講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

株式会社ヤマダホールディングス 監査役会

常勤監査役 五十嵐 誠 ㊟

監査役 岡本 潤 ㊟

監査役 高橋 正 光 ㊟

監査役 飯村 北 ㊟

(注) 監査役高橋正光及び監査役飯村 北は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上